

市報第5号

公会堂及びスポーツ施設の指定管理者の指定についての
専決処分報告

公会堂及びスポーツ施設の指定管理者の指定については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、平成29年4月3日市長において次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

承認願いたい。

平成29年5月19日提出

横浜市長 林 文子

次のように公会堂及びスポーツ施設の指定管理者を指定する。

平成29年4月3日

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市栄公会堂 及び横浜市栄ス ポーツセンター	中区尾上町6丁 目81番地	横浜市体育協会・株式会社ケ イミックスパブリックビジネ ス・さかえ区民活動支援協会 グループ 代表者 公益財団法人横浜市体育協会 会長 山 口 宏	平成29年4月3日か ら同年6月6日まで

参 考

横浜市体育協会・株式会社ケイミックスパブリックビジネス・さかえ区民活動支援協会グループの構成員

- 1 中区尾上町6丁目81番地
公益財団法人横浜市体育協会
会長 山 口 宏
- 2 東京都港区虎ノ門2丁目2番5号
株式会社ケイミックスパブリックビジネス
代表取締役社長 橋 本 鉄 司
- 3 栄区桂町279番地の29
特定非営利活動法人さかえ区民活動支援協会
理事長 磯 崎 保 和

地方自治法（抜粋）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(第4項省略)